

答申保第73号
令和5年8月8日
(諮問保第97号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第11条の規定に基づき、令和4年10月18日付けで「令和元年度から令和4年度までの間、開示請求者にかかる、苦情、要望、相談、陳情等の関係文書（但し重複不要。過去に開示済みのものを除く。）に記載されている開示請求者の情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和4年11月2日付け鹿相第236号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条の規定に基づき、令和5年1月22日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

これに対し諮問実施機関は、令和5年1月26日付け鹿公委務第4号で補正を求め、審査請求人は令和5年1月28日付けで補正書を提出し、審査請求に係る適用条項を行政不服審査法第3条から第2条に補正した。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分以外の開示対象文書が他にも存在するにもかかわらず、開示対象としなかったことから、本件処分を取消すとの裁決を求めるものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は過去に、令和〇年〇月〇日の他に少なくとも

- (ア) 平成〇年〇月〇日、〇〇課の選挙関係の担当者
- (イ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の〇〇交番勤務員
- (ウ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の防犯協会の担当者
- (エ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の防犯協会の担当者
- (オ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の刑事の〇〇氏
- (カ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の警備の〇〇氏

- (キ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の刑事の〇〇氏
- (ク) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の刑事の〇〇氏
- (ケ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の防犯協会の担当者
- (コ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の〇〇市の交通関係の担当者
- (ク) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の防犯協会の〇〇氏

に苦情・相談を入れているが、実施機関は、令和元年度から令和4年度までの間の対象文書のうち、審査請求人が苦情・相談等をしたことが分かる苦情・相談等事案処理票は、令和〇年〇月〇日の1件のみとしていることから、対象文書の探索等を怠り、これらの公文書を開示対象としなかったことが判明した。

イ 実施機関は、審査請求人を対象者として少なくとも

- (ケ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の〇〇課の警部補
- (イ) 令和〇年〇月〇日、〇〇署の担当者

に苦情相談を受けており、かかる苦情・相談等事案処理票を作成し、その後の措置を行っているが、令和元年度から令和4年度までの対象文書のうち審査請求人が苦情・相談等をしたことが分かる文書のみを対象としていることから、対象文書の探索等を怠り、これらの公文書を開示対象としなかったことが判明した。

ウ 本件開示請求に対して実施機関は、鹿児島県警察情報管理システム（以下「管理システム」という。）の検索機能で対象公文書を特定するに当たり、審査請求人記載の氏名、住所、電話番号、請求内容を利用したとのことであるが、審査請求人のこれらの記載に不備はないこと等は添付書類の運転免許証等からも確認が取れたものと理解され、もし不備等あれば補正を求めるなどの連絡があるはずである。

実施機関から審査請求人に対し、補正の求めないし、その後の確認の連絡等はなかったが、総合的に判断するに当たっては本人に再確認すべき場面もあり得るところ、実施機関は、その必要性があることを知りながら連絡しなかった可能性がある。

実施機関は、記載事項の利用ないし総合的判断に怠る事実等があったと推定され、本件処分において開示した公文書1件のみとし、11件の公文書を開示しなかった。

エ 実施機関は、「上記アに係る公文書は、管理システムの登録データが確認できず、苦情・相談等事案処理票が作成されていないため、審査請求人本人の保有個人情報が記録された公文書は存在しなかった。」としているが、この理由については、審査請求人が反論書に証拠書類として提出している資料*（資料1から4まで）があることから虚偽にあたる。

また、上記イに係る公文書についても同様に審査請求人が反論書に証拠書類として提出している資料*（資料5）があるところ、苦情・相談等事案を端緒にし、本人の情報を基にその後の措置等をする際に作成した公文書（苦情・相談等事案処理票以外のもの）は、本件開示請求に係る対象公文書であると思料され、これを開示対象としなかったことも不作為にあたる。

* 審査請求人が反論書に証拠書類として提出している資料

資料1：ア(ケ)に係る苦情・相談等事案処理票

資料2：ア(イ)に係る苦情・相談等事案処理票

資料3：ア(キ)に係る苦情・相談等事案処理票

資料4：ア(サ)に係る苦情・相談等事案処理票

資料5：イ(イ)に係る苦情・相談等事案処理票

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

令和〇年〇月〇日、審査請求人が〇〇警察署に相談したことが分かる苦情・相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報

(2) 対象保有個人情報が記録された公文書

県民等から県警察に寄せられた相談、苦情、要望、意見、請願その他の申出については、「警察安全相談業務の的確な推進について（通達）」（令和3年3月29日付け鹿相第64号ほか）、「鹿児島県警察苦情等処理規程の運用について（通達）」（令和2年12月28日付け鹿相第247号ほか）に基づき、管理システムに登録し、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理している。

本件開示請求に係る対象公文書である苦情・相談等事案処理票は、管理システムから出力した文書であり、鹿児島県警察文書管理規定（平成13年鹿児島県警察本部訓令第18号）により、その保存期限は3年と定められている。

本件開示請求についても従来どおり、審査請求人の氏名、住所、電話番号に合致する相談等の記録を管理システムで検索し、本件開示請求書に記載されている審査請求人の氏名等が一致することなどを総合的に判断し、審査請求人に係る公文書であることを特定した。

(3) 対象保有個人情報の特定について

ア 対象保有個人情報の特定に係る総合的な判断について

対象保有個人情報の特定については、まず管理システムの検索機能を用いて、開示請求者本人の氏名、氏名の読み仮名、電話番号についてそれぞれ検索し、この3項目が一致し、さらに住所が開示請求者のものと一致するものは、開示請求者本人に係る対象保有個人情報が記録された公文書と特定する。

また、全てが一致しない場合でも、開示請求者の情報と複合的に対照し、開示請求者本人と判断できる場合がある。

総合的に判断するとは、このように、氏名、住所、電話番号が全て一致しない場合でも、個別に開示請求者本人であることの確からしさを判断していくことをいう。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

イ 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、少なくとも「平成〇年〇月〇日、〇〇課の選挙関係の担当者」ほか10件の相談した旨を主張しているが、本件開示請求を基に上記(2)のとおり文書の検索を行っており、本件処分において開示した審査請求人に係る公文書以外には、管理システムの登録データが確認できず、苦情・相談等処理票が作成されていないため、審査請求人本人の保有個人情報が記録された公文書は存在しなかった。

(4) 開示請求者への確認の必要性

氏名が一致するも住所が異なる場合などは、相談時から請求時までの間で転居等の可能性もあることから、相談時の住所を確認した上で判断する場合もあるが、原則として、開示請求者の公文書か分からないものについて開示請求者に確認することは、行っていない。

本件開示請求は、審査請求人に再確認する必要性のある文書はなかったものと判断している。

(5) 対象外の保有個人情報

審査請求人が反論書に証拠書類として提出している資料については、本件開示請求前に実施機関が開示したものである。

審査請求人は本件開示請求書の開示請求に係る個人情報の内容に、「但し重複不要。過去に開示済みのものを除く。」と記載していたことから、これら5件の文書は本件開示請求の対象保有個人情報としていない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年2月16日	諮問を受けた。
3月15日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
4月5日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
5月24日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
6月28日	諮問の審議を行った。
7月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、令和元年度から令和4年度までの間、審査請求人にかかる、苦情、要望、相談、陳情等の関係文書に記載されている審査請求人の情報である。

実施機関では、県民等から寄せられた相談、苦情、要望、意見、請願その他の申出については、管理システムに登録し、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に

管理しており、対象保有個人情報記録された公文書である苦情・相談等事案処理票は、管理システムから出力した文書である。

実施機関は、本件処分に係る対象保有個人情報として、令和〇年〇月〇日、審査請求人が〇〇警察署に相談したことが分かる苦情・相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報を一部開示している。

審査請求人は、対象公文書の探索等を怠り、開示対象文書が他にも存在するにもかかわらず、開示対象としなかったことに異議を申し立てていることから、実施機関の対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

イ 対象保有個人情報の特定の妥当性について

(ア) 対象保有個人情報の特定の総合的な判断について

審査請求人は、「本件対象保有個人情報に係る苦情・相談以外に11件の苦情・相談を行っており、また、実施機関は、審査請求人を対象者とした苦情・相談を2件受けているが、これらの公文書を開示対象としなかった。実施機関は、記載事項の利用ないし総合的判断に怠る事実等があったと推定され、本件処分において開示した公文書1件のみとし、他の公文書を開示しなかった。」と主張している。

実施機関は、対象保有個人情報の特定については、管理システムの検索機能を用いて、開示請求者本人の氏名、氏名の読み仮名、電話番号についてそれぞれ検索し、この3項目が一致し、さらに住所が一致するものを開示請求者本人に係る公文書と特定している。

また、総合的な判断において、氏名、住所、電話番号が全て一致しない場合でも、個別に開示請求者本人であることの確からしさを判断している。

(イ) 反論書の証拠書類について

審査請求人は、反論書に証拠書類として5件の苦情・相談等事案処理票の写しを提出し、開示されたもの以外にも対象保有個人情報が存在することから、実施機関が本件処分において開示した本件対象保有個人情報1件しか存在しないとするのは虚偽であると主張している。

しかしながら、審査請求人は、本件開示請求書の開示請求に係る個人情報の内容に、「但し重複不要。過去に開示済みのものを除く。」と記載しており、証拠書類として提出された文書は、いずれも本件開示請求前に実施機関が審査請求人に開示したものであることから、実施機関が本件処分において開示した本件対象保有個人情報1件しか存在しないとするのは虚偽であるとの審査請求人の主張は当たらない。

(ウ) 対象保有個人情報の特定の妥当性について

実施機関の対象保有個人情報の探索等については、特段の問題はないと認められ、本件開示請求書の開示請求に係る個人情報の内容に基づいて対象保有個人情報を特定したとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を特定した実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。